

UR賃貸住宅
入居者様向け

THE



家財の
保険

個人用火災総合保険

賃貸住宅内収容家財用

2025年9月改定



損害保険代理店

JS 日本総合住生活 株式会社

「THE 家財の保険」は充実の補償と業界最大規模の事



THE 家財の保険 5つの特長を知る!

特長1

自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!

THE 家財の保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

火 災	落 雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水 災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	漏水などによる水漏れ
じょう 騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	盗難による 盗取・損傷・汚損	不測かつ 突然的な事故	借家人賠償責任	修理費用	個人賠償責任	類焼損害

特長2

賠償の安心補償!

大家さんに対する賠償責任と借用戸室の損壊に対する修理費用補償を自動セット!

	自動セット 大家さんへの賠償責任を補償 (借家人賠償責任補償)	自動セット 修理費用負担を補償 (修理費用補償)
保険金をお支払いする場合	お客さまの借りている戸室が偶然な事故により損壊し、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担した場合	お客さまの借りている戸室が偶然な事故により損壊し、賃貸借契約に基づき、または緊急的に修理した場合
事故例	<ul style="list-style-type: none">・模様替えをしていたところ、誤って借りている戸室の窓ガラスと壁を破損してしまい、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。・火災が発生し、借りている戸室に損害が生じたことにより、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担することになった。	<ul style="list-style-type: none">・空き巣被害に遭い、玄関のかぎを壊された。大家さんとの賃貸借契約で玄関ドアは借主自身が修理することになっているため、修理を行った。・外から石が飛んできて、窓ガラスが割れた。生活に支障をきたすため緊急的に修理を行った。
保険金額	2,000万円	300万円
自己負担額	0円	3,000円

特長3

同居人の方の家財も補償します!



ご本人やそのご家族の方の家財はもちろん、たとえばルームシェアをしている同居人^(注)の方の家財も1つの契約であわせて補償します。

(注)保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、賃貸借契約上の借主または同居人の方にかぎります。

故サポート体制でお客さまに「安心」・「安全」をお届けします!

特長4

復旧付随費用もしっかり補償!

復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

事故が起ると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE 家財の保険では次の復旧付随費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

復旧付随費用とは

損害範囲確定費用・仮修理費用・残存物取片づけ費用・原因調査費用・試運転費用・賃借費用・仮設物設置費用・残業勤務などの費用・保険の対象以外の原状復旧費用

復旧付随費用をお支払いする一例

事故内容 火災によってリビングの家財に損害が生じた。

損害の内訳	1復旧費用
・テレビの購入費用	150,000円
・テーブルの購入費用	30,000円
・ソファの購入費用	10,000円
・上記3点の処分費用	10,000円
合計	200,000円

特約のセットは不要!

①の復旧費用に加え、②のような復旧付随費用も、基本補償の中で損害保険金としてまとめてお支払いが可能です。

特長5

充実のサービスをすべてのプランで無料セット! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス		かぎのトラブル 応急サービス
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス	介護関連相談サービス
平日 午前10時～ 午後5時	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	
	税務相談サービス(原則予約制)	空き家相談サービス(原則予約制)	

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P.14をご参照ください。

豊富な保険金サービス 拠点ネットワーク

速やかな事故対応のために火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを各地に展開しています。



代理店と連携した 事故サポート

お客さまの期待に応えられるよう保険会社として代理店と連携し、きめ細やかな事故対応サービスを行っています。



LINEを活用した 迅速な保険金支払い

LINEで事故・トラブルのご連絡から、保険金請求手続きまで完結可能です。操作もカンタンで便利!24時間いつでもご連絡が可能なため、もしもの時も安心です。





プランの詳細

補償内容の詳細はこちる >



「損害保険金」補償内容

1 火災

失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。



2 落雷

落雷による損害を補償します。



3 破裂・爆発

ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。



4 風災、雹災、雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。雨などによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災などの事故によって直接破損した場合にかぎります。



5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など

自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。



自己負担額

0円

赤枠内の補償の自己負担額は5万円となります。

6 盗難による 盗取・損傷・汚損

盗難によって保険の対象に生じた盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。



7 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水等)の損害を補償します。



8 漏水などによる水濡れ

給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。

給排水設備自体に生じた損害を除きます。



9 騒擾・集団行動等に伴う 暴力行為

集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。



10 不測かつ突発的な事故

子どもがテレビに物をぶつけて壊してしまった場合などの不測かつ突発的な事故を補償します。



詳しくはP.9へ

自動的にセット

11 借家人賠償責任補償

偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険をお支払いします。



詳しくはP.1・P.10へ

修理費用補償

偶然な事故により、借りている戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理した場合

お支払いする保険金

修理費用の額 - 3,000円(自己負担額)
(1事故につき、保険金額が限度)

詳しくはP.1へ

12 個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内外において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負せたり、他の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を行き止めた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

●被保険者の居住の用に供される戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

保険金をお支払いできない主な場合

- 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の場合
- 業務に直接起因する賠償責任の場合など

お支払いする保険金

損害賠償金(1回の事故につき、ご選択いただいた特約の保険金額が限度)、訴訟費用、弁護士費用など

<示談交渉サービスについて>

日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって
損保ジャパンがお引き受けします。

1. 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
2. この特約の補償の対象となる事故にかぎります。
3. 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。

おかせて安心
示談交渉
サービス

13 同居人が居住する場合の 被保険者に関する特約

詳しくはP.1・P.10へ



14 類焼損害特約

お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくとも、近隣の住宅や家財の損害を補償します。



保険金をお支払いする場合

保険の対象である家財またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- 火災によって発生した煙や臭気による損害の場合
- 延焼してしまった建物が空き家や専用店舗の場合など

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(保険年度ごとに1億円が限度)

- ご注意
1. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
 2. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただく手続きなどが必要です。

地震保険



「THE 家財の保険」には
原則セットされます。



詳しくはP.7へ

保険金をお支払いできない主な場合につきましてはP.10をご参照ください。

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

「貴金属等」の額
お手続方法

100万円まで
自動補償のため、特段のお手続きは不要です。

1,000万円以下
以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。
300万円・500万円・800万円・1,000万円

1,000万円超
「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望の保険金額を設定します。

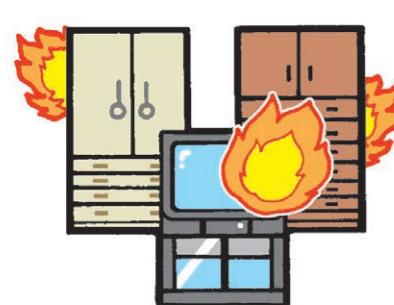
2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額
(次のものは、以下を限度にお支払いします。)

対象	事故の区分	限度額
① 貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいづれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいづれか低い額

こんな時にお支払いします!

<家財の補償>

居間で火災が発生。幸いボヤで済んだものの、消火のための放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しに…!



ゲリラ豪雨に伴い落雷が発生。過電流によりパソコンやテレビ、冷蔵庫などの家電製品が故障してしまった!



空き巣ねらいの被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグなどを盗まれたうえ、液晶テレビを壊された!



<その他>

■個人賠償責任特約

買い物中に誤って商品を壊してしまった。



買い物帰りに自軒車で子供にケガを負わせてしまった。



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



うっかり洗面台の水を出しちゃなしにしたため、階下の他の人の部屋に損害を与えてしました。

■借家人賠償責任条項

借用戸室から出火し、壁を損傷させてしまった。



■類焼損害特約

賃貸住宅から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。



**近隣の住宅などが燃えてしまったら
知らぬふりはできない…**

**ご近所づきあいもあるし、
金銭的な補償をしなくては…**

■修理費用条項

台風により、外部から瓦が飛来し、借用戸室の窓ガラスが割れ、緊急的に修理した。



あなたとご家族の家財、いくらあるかご存知ですか?

思っている以上に家財は高額です!

家具:220万円

- ソファ、テーブル、応接セットなど…60万円
- 照明、暖房器具…10万円
- じゅうたん、カーテンなど…10万円
- その他タンス、本棚など…140万円

衣類:450万円

- コート、スーツ、制服など…250万円
- 普段着…80万円
- 婦人和服など…120万円

台所用品:85万円

- 食器類、調理器具…30万円
- 冷蔵庫、オーブンなど…35万円
- キッチン棚など…20万円

身の回り品:250万円

- 靴、バッグなど…100万円
- アクセサリー、腕時計…150万円

ベッド・寝具類:60万円



趣味・娯楽:150万円

- テレビ、PC、カメラなど…65万円
- 書籍、ゲーム機、DVDなど…30万円
- レジャー・スポーツ用品など…35万円
- 楽器、ステレオなど…20万円

学用品・玩具:50万円

- 文房具、教材など…10万円
- 学習机、本棚…30万円
- 玩具など…10万円

洗濯機・掃除用具・洗面用具:35万円

家財の新価の目安

世帯主の年齢	家族構成	2名	3名	4名	5名	独身世帯
		大人のみ	大人2名／子供1名	大人2名／子供2名	大人2名／子供3名	
25歳前後		490万円	580万円	670万円	760万円	
30歳前後		700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後		920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後		1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後		1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)		1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	
		300万円				

あなたの家財の金額は?3項目でかんたんシミュレーション





災害後の暮らしをしっかりサポート

原則セット

地震保険は必要保険です!

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。THE 家財の保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険の保険の対象

家財 居住用建物に収容されている家財一式



⚠️ 保険の対象に含まれないもの (THE 家財の保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの



地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる **主契約の保険金額の30%~50%の範囲内** で設定します(1万円単位)。ただし、右記の限度額が適用されます。

(注)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

限度額の適用単位	限度額
同一敷地内に所在し、かつ同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

[詳細はこちら](#)



なお、次の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類 (割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料※1
免震建築物割引 (50%)	免震建築物※2に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※3により作成された書類※4のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※5※6 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」など
耐震等級割引 (等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%)	耐震等級※2を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※5 例)「フラット35Sの適合証明書」など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します※6。) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」など
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」など
建築年割引 (10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」など

※1 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

※3 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※4 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行

い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

※5 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

※6 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約できません。THE 家財の保険にセットして地震保険をお申し込みください。

また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名または捺印ください。(ペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、申込みを行わない旨をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により、確認し記録させていただきます。)

(注1)保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

(注2)主契約の保険期間が1~5年の整数年以外の契約の場合は、地震保険をセットすることができません。

[詳細はこちら](#)



地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

損傷の程度	お支払いする保険金
全損 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損 家財全体の時価額の 60%以上 80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損 家財全体の時価額の 30%以上 60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損 家財全体の時価額の 10%以上 30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注1)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、算出された保険金の総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2025年2月現在)

(注2)72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

主契約の火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2025年2月現在)

所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



契約上重要なご注意点

損害保険金について

選択した契約プランで補償する事故について、
損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災などの事故によって破損することにともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合。 (1)評価額(注1)の30%以上の損害が生じたこと (2)保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと (注1)再調達額となります。 (注2)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額		
損害の額 ^(注)	－	自己負担額
＝ 損害保険金(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)		
(注)再調達額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用のほか、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を含みます。		
※盗難、不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金が異なるものがあります。詳しくは、P.4「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。		

費用保険金などについて

損害保険金の他に、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。 (1回の事故につき、1戸地内ごとに100万円または保険金額×10%(注)のいずれか低い額が限度) (注)保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。 ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。
2. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上(注1)、または保険の対象である家財が全焼(注2)した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 (注1)建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その建物の再調達額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財の火災による損害の額から復旧付隨費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を除いた額が、その家財の再調達額の80%以上となった場合をいいます。 ※地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
3. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用

条項・特約について

損害保険金の他に、次の条項・特約に応じた保険金をお支払いします。

条項・特約	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 借家人賠償責任条項	借りている戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊(注)した場合において、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を受けた場合に、損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用などをお支払いします。(1回の事故につき、保険金額が限度) (注)第三者が借用戸室を特定できる状況で借用戸室のドア(借用戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。)の鍵を盗取され、または紛失した場合は、借用戸室のドアの鍵および錠が損壊したものとみなします。 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
2. 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約	建物に収容されている同居人の所有する家財が損害を受けた場合、選択した契約プランや条項・特約で補償する事故について、次の保険金をお支払いします。 ①P.9記載の事故のときは、P.9に記載の算式により算出された保険金 ②借家人賠償責任のときは、上記により算出された保険金(注) ③修理費用・類焼損害特約・個人賠償責任特約をセットした場合は、P.3記載の算式により算出された保険金(注) (注)特別の約定がないかぎり、被保険者に同居人を含めます。(修理費用および特約については、これをセットした場合にかぎります。)

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。
- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害*
- 地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害*
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

⚠ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)については、上記「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外來の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の

⚠ 借家人賠償保険金については、以下のいずれかに該当する損害に対して保険金をお支払いすることができません。

- 借りている戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害
- 借りている戸室の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が偶然な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害。ただし、借用戸室の外側の部分が借家人賠償保険金を支払う事故によって破損することにともない、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害

など